

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則 の一部改正（船員作業手当の新設）	令和7年12月11日 警 務 課
------------------	---	---------------------

## 1 改正理由

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部改正に伴い、手当の新設等、所要の改正をしようとするものである。

## 2 改正規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）

## 3 改正内容

船員である職員に対して日額旅費として支給していた「航海日当」を廃止し、特殊勤務手当である「船員作業手当」として支給するため、手当を新設し、支給対象職員や支給対象業務、手当の額等を規定するものである。

## 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 5 経過措置

なし